

# 令和5年度事業報告書

(令和5年4月1日～令和6年3月31日)

公益社団法人日本非常食推進機構

## 概況

いつ発生するか分からない災害について、その被害を少なくするためには、防災について知ること、災害に備えることが重要である、当法人は、防災備蓄品を活用した防災活動を行ってきたことから、防災備蓄に関するノウハウを生かし、防災備蓄を中心にどのように災害に備えるか、また、どのように防災備蓄を行い、整備をしていくかについて啓発活動を行っていくことで、災害に備え、災害が発生した際には被害を少なくできるようにしていくかを軸足に置きながら事業を展開した。

また、防災備蓄は備蓄をしておけば終わりというわけではなく、防災備蓄品の多くは使用期限や消費期限があり、災害が発生しなければ使用されることなくストックとして保管されている。これをそのまま使用期限や消費期限まで保管しておくのでは、大量の廃棄物を作り出すこととなる。これらを防ぐために使用期限や消費期限が近くなった防災備蓄品を必要としているところへ譲り渡し、有効に活用してもらうことで防災備蓄品が廃棄物になるのを防ぎ、また、使用期限や消費期限を迎えるまでに備蓄品の入れ替えができるため、防災備蓄品のメンテナンスにもつながる。防災備蓄品の有効利用を推進することで、継続的な防災備蓄が行えるように取り組んだ。

食品ロス削減の推進に関する法律施行から5年が経過し、全国各地で様々な食品の廃棄削減に対する取組みが行われているが、防災備蓄食品の廃棄の実態については正確な情報が無く、国が調査している年間の食品ロス量(522万トン・消費者庁)にも含まれていない。このような状況にも注目し、企業や行政と共に、防災備蓄食の有効活用に力を注いだ。

当法人の設立のきっかけとなった東日本大震災以降、全国で様々な災害が発生し、本年発生した能登半島地震での被害を鑑み、改めて個人防災:「自助」への取組み啓発を重視するきっかけとなり、日本各地でさまざまな防災活動が活発化される中で、当法人は公益活動を主体とした防災啓発や防災備蓄品の有効活用事業に積極的に取り組んだ一年であった。

防災啓発事業により防災備蓄を広めるだけでなく、防災備蓄品の有効活用事業の活用の場面を幅広く検討し、一般社会においても期待される法人を目指し、諸活動に取り組んできたところである。

以下に、本年度に実施した事業活動の概要を記載する。

## I 公益目的事業

### 1. 防災備蓄を核とした防災啓発事業と防災備蓄品の有効活用事業(公1)

すべての世代に対し防災備蓄について啓発を行い、防災備蓄について考え、自ら防災備蓄を行うことで、防災意識を向上し災害に備えることで、減災を進めていく事業。

次の(1)～(4)の事業を行い、それぞれの活動内容をホームページやSNSで公開することにより、より広く一般的に防災備蓄について啓発した。

(ホームページ <http://shiroikobako.org/> を公開)

### (1) 防災備蓄啓発品「白い小箱」の活用

当法人が防災備蓄啓発品として作成した「白い小箱」(災害時に必要となる非常用食品(長期保存可能な水や食料等)や防災用品を一つの箱にまとめた防災備蓄品)を利用し、防災備蓄の大切さを理解してもらい、実際に防災備蓄行動を起こし災害に備えてもらうよう取り組んだ。

#### ① 学校教育機関(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短大)向け防災備蓄啓発事業

・児童や学生一人ひとりに防災備蓄啓発品「白い小箱」のセットを配布(当法人から学校教育機関に有償で提供し、学校教育機関から各個人に配布。各個人への配布を有償とするか無償とするかは各学校教育機関の裁量により決定。自ら防災用品を箱詰めもしくは内容を確認することで自分自身の「白い小箱」を認識し、防災用品にどのようなものがあるか知り、防災備蓄への関心を高めてもらった。また、自宅でも何を備蓄しておくべきか分かるため、自宅でもより効果的な防災備蓄が可能となるとともに、学校教育機関から自宅へ防災備蓄が広がっていくことにより、防災意識の広がりとう向上を目指し、実際に災害が起こった際には防災備蓄を活用できるようにした。



\* 2023 年 4 月 10 日

学校法人暁学園暁中学高等学校防災と人権の学習会の様子。同日、前年度卒業生からの寄附品「白い小箱」の贈呈式も行いました。

#### ② 事業所、組合等の団体向け防災備蓄啓発事業

・事業所、組合等の各種団体と協力し、当法人が事業所、組合等の各種団体に対して有償で提供する防災備蓄啓発品「白い小箱」を利用してもらうことにより、防災備蓄について考え、実際に防災備蓄を行ってもらうことで防災・減災を推進した。

・事業所、組合等の各種団体から防災備蓄啓発品「白い小箱」を市町村など公共団体や学校教育機関へ寄付してもらい防災備蓄を促すことで、防災意識を高め、防災・減災を推進した。

※「白い小箱」見本 (2023 年度より箱をリニューアル)



※白い小箱単価 1500円(個/税抜)      うち65%を原価、35%を公益目的事業収益にて算定  
ただし、小箱1つ1つ、中に入れる備蓄品により、単価が変わってくるため、予算計上の際には、平均的な単価として1500円(個)としている。

・1506円 (個/税抜) 内訳

保存水 145円×2本      290円

缶入りパン(袋入りパン)      300円～330円

玄米がゆ      250円

氷砂糖      110円

ウェットティッシュ      130円

簡易トイレ      156円

箱その他備品      200円

施設作業費      70円

合 計      1506円

※2023年度納入実績

- ・学校教育機関(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短大)      三重県内22校、県外6校に納入
- ・事業所、組合等      各自治会、企業、医療・福祉施設、組合・共済 等に納入

※2023年度納入実績数

- ・学校教育機関(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、短大)      6550箱
- ・事業所、組合等      135箱

・2023年度      11,441,278円

※財源等

- ・一般正味財産 事業収益「防災備蓄啓発品白い小箱普及収益」
- ・白い小箱の詰め込み・納品作業を地域の障がい者福祉施設に委託

※対象者 一般市民、自治会など地域の団体、企業等の団体、行政機関

(2) 防災訓練等への参加

各地で行政機関・自治会等が主催する防災訓練や防災関連のイベントに参加し、防災備蓄啓発品「白い小箱」や防災用品(防災備蓄食、防災ラジオ、防寒・防暑アルミブランケット、緊急用トイレ等)の展示、使用体験(食品以外の防災用品について、実際に触れ、どのように使用するのかを体験してもらう)を行うことで、「防災意識」の向上と「防災備蓄」の啓発に努めた。

※実績(2023年度)

- ・防災訓練参加 0件 (新型コロナ感染拡大防止のため、防災訓練が中止または縮小実施であったため、参加無し)
- ・セミナー参加 2件 (四日市市立西朝明中学校・学校法人暁学園)
- ・イベント参加 1件 (いなべ市防災イベント)
- ・「ぼうさいこくたい2023 in 横浜」に参加

出展内容「多様な連携によるSDGsに寄与する防災備蓄品の有効活用」

※財源等

- ・一般正味財産 事業収益「防災備蓄啓発品白い小箱普及収益」

※対象者 一般市民、学校・自治会など地域の団体、企業等の団体

(3) 講座開催事業

防災備蓄を中心とした防災に関する講座を主催、共催、または協力することで、「防災意識」の向上と「防災備蓄」の啓発に努め、実際に防災備蓄につなげていけるよう取り組む事業。

①赤ちゃん防災講座

乳幼児を抱える保護者に対し、防災備蓄品を利用した救急救命方法や災害時の対応、被災地での子育ての知恵などを学び、体験してもらう講座を実施する事業。

※実績(2023年度)

- ・東京都千代田区

8/17 実施

対象 乳幼児(3歳未満)がいる子育て世代の保護者

テーマ 「来るときに備える、知る、やってみる」



- ・三重県いなべ市

6/17 実施

「ベビーキッズ おやこ de ぼうさい」





**ベビーキッズ  
おやこde  
ぼうさい**

2023年  
6月17日  
10:00~15:00

参加費無料

体験一覧

- 避難所体験
- 消火器体験
- 車中泊体験
- 非常食リメイク料理試食体験
- サバイバル体験
- 地震体験車
- AED体験

学習

赤ちゃん防災講座  
講師：防災ママかきつばた 岡本 香津恵 氏

①10:00~11:00 ②13:00~14:00

赤ちゃん防災講座の参加申し込みはこちらへ 会場15歳(10人程度)

公益社団法人日本非常食推進機構 公益社団法人日本非常食推進機構 公益社団法人日本非常食推進機構

MAIL: wba@jefo.or.jp TEL: 059-328-5345 (受付時間: 10:00~17:00)

主催：いなべ市 防災課  
協力：公益社団法人日本非常食推進機構・株式会社ダイハツ三重・株式会社日本旅行・防災ママかきつばた・子育て応援！10.1.2.3グループ

## ②防災備蓄食のアレンジ料理講習会

防災備蓄品の中でも重要な位置付けである防災備蓄食を実際に使用、活用するアレンジ料理講習会を実施し、防災備蓄の関心を高めるとともに、実際に防災備蓄した後も防災備蓄食を有効活用していく方法を紹介することで、実際に防災備蓄につなげていけるよう取り組む事業。

※実績(2023年度)

新型コロナウイルス感染拡大防止のため本年度の実施実績は無し。

## (4) 国際協力防災備蓄啓発支援事業

海外には「備蓄」という習慣のない国がたくさんあるため、「備蓄」という習慣のない国々へ、無償で防災備蓄啓発品「白い小箱」と防災備蓄品(防災備蓄食、防寒・防暑アルミブランケット、緊急用トイレ等)を活用した啓発活動を行うことで、「BICHIKU」(防災備蓄のことを海外の方が分かりやすいように表現)の習慣を海外に移転し、その国の防災力を高めていくように取り組む事業。

※実績(2023年度)

実績なし

## 2. 防災備蓄品の有効活用事業

防災備蓄は、備蓄を行えば終了ではなく、備蓄品の定期的な入れ替えによるメンテナンスを行うことが必要である。備蓄品は、使用期限や消費期限が設定されているものも多く、期限が切れるのを待って入れ替えていたのでは、期限切れにより使用できないという事態が発生する危険性もあり、また、期限切れの備蓄品は廃棄物となってしまう。

そのような事態を防ぐため、当法人は行政機関や企業等団体と提携し、あらかじめ使用期限や消費期限の近くなってきた備蓄品を把握し、それを必要としている団体等とマッチングさせ備蓄品を引き渡し有効利用してもらうことにより、備蓄品の入替による大量の廃棄物が発生することを防ぐとともに、期限切れのない継続的な防災備蓄に取り組む事業。

### （１）防災備蓄品の有効活用事業

使用期限、消費期限の迫った防災備蓄品について、それを必要としている団体等に引き渡し有効活用することで、無駄な廃棄物を減らすとともに、防災備蓄品を定期的に入れ替え、期限切れのない継続的な防災備蓄に取り組む事業。

#### ①行政機関、企業等団体との提携

使用期限、消費期限の迫った防災備蓄品を提供する行政機関、企業等の提供団体、それを引き受けて有効活用していきたい活用団体とそれぞれ覚書を締結し、防災備蓄品を提供側と活用側とのマッチングにより引き渡すことで、無駄な廃棄物を減らすとともに、防災備蓄品の定期的な入れ替えを促進し、期限切れのない継続的な防災備蓄を行う事業。

応募・選考の方法は、提供団体より提供可能な防災備蓄品の情報をもらい、それを活用団体に情報提供することで、活用団体よりの引き受け希望を募る。活用団体が複数あるときは、活用団体の事業や利用目的、提供される防災備蓄品の内容や数量、期限切れまでの期間、輸送にかかる距離等を提供団体と協議し、適切な活用団体に対して提供団体から直接輸送した。

また、防災備蓄品の使用期限を把握している提供団体については、期限前に通知し、有効活用を促すことで、防災備蓄品の定期的な入れ替えを促進した。

なお、活用団体の防災備蓄品の利用目的については、非営利活動に限定している。

（参考：有効活用事業の様子）







\* 全国の社会福祉協議会、子ども食堂等での有効活用事業



\* 防災備蓄食品のリメイク品を社員の福利厚生として活用

#### ※実績(累計)

- ・提供団体との覚書締結 131件
- ・活用団体との覚書締結 315件

#### ※2023年度実績

- ・備蓄食等 131, 676kg
- ・保存水 199, 871L
- ・白い小箱 約 1, 300箱/年

#### ※財源等

- ・一般正味財産 受取委託費「備蓄品再活用事業委託」、事業収益「防災備蓄啓発品白い小箱普及収益」

※対象 行政機関、企業、福祉関係、こども食堂など非営利活動団体、フードバンク、自治会等の団体

#### (2) 環境省「令和5年度食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業」委託事業

これまで防災備蓄食品(長期保存備蓄食)の廃棄は廃棄の実態についての正確な情報がなく、国が調査し

ている年間の食品ロス量（522 トン・消費者庁）には含まれていない。行政や企業が保管する防災備蓄食品は災害時の避難所に指定されている学校や施設等の備蓄倉庫に「帰宅困難者対策用備蓄物資」として備える他、それぞれの企業で備蓄をしているなどしてその量は膨大である。本事業では一定のエリア（東京都新宿区）での防災備蓄食品の保管・管理状況及び最終活用までの実態調査を行い、防災備蓄食品の有効活用または廃棄の状況について明かし、防災備蓄食品の食品ロスの原因や抑制方法について検討を行うとともに、これまで行っているフードバンクや子ども食堂への「寄付」に加え、「新しい活用方法」の確立を目指した。「新しい活用方法」とは、『防災備蓄食品の食品ロス削減』×『障がい者就労支援』として障がい者支援へ防災備蓄食品を寄付し、施設利用者が職業訓練及び職業能力発揮の場として防災ビュウ地区食品のリメイク弁当「サスティナブル弁当」を製造・販売しその収益を障がい者の賃金向上の一助とするものである。

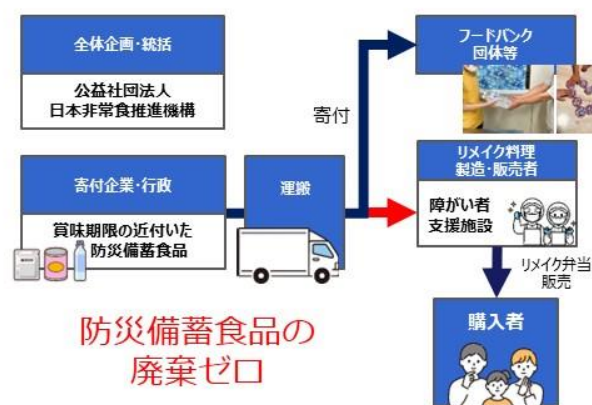
## 【部門Ⅰ①】多様な連携による防災備蓄食品の廃棄ゼロエリア創出プロジェクト (公益社団法人日本非常食推進機構)



- 食品ロスの統計量には含まれない防災備蓄食品の廃棄問題に対し、企業での備蓄・排出の実態調査を行うと共に、「新しい活用方法（リメイク弁当）」を検討した。
- 障がい者支援施設にて「リメイク弁当」を製造し、販売した。喫食者より、概ね好意的な意見を得た。
- 企業向けの防災備蓄食品の有効活用（廃棄ゼロ）を支援する啓発冊子を作成した。

### 事業の全体像

企業が保有している賞味期限の近付いた防災備蓄食品をフードバンク等へ寄付する従来の活用方法に加え、障がい者支援施設にて「防災備蓄食品を使ったリメイク弁当」を製造・販売する新しい活用方法に取り組んだ。



詳細は：令和5年度 食品廃棄ゼロエリア創出モデル事業等  
(<https://www.env.go.jp/recycle/foodloss/pdf/r3tsisyokusuisinjiqyou.pdf>)

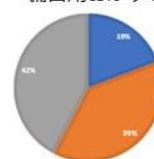
### 取組の様子



アルファ化米を使いたいなり弁当



備蓄用おかゆを使ったハンバーグ弁当



防災備蓄食品を活用したリメイク弁当の味についての感想（N=25）

### ※財源等

- ・一般正味財産 受取委託費「備蓄品再活用事業委託」

### ※対象 行政機関、企業、福祉関係

### ②備蓄品活用システム「JEFO Donationマッチング」サイト運営事業

上記①の活動をより広範囲に広げていくため、インターネットを活用。専用サイト「JEFO Donationマッチング」を運営し、防災備蓄品を提供側と活用側とのマッチングが促されることで、無駄な廃棄物を減らすとともに、防災備蓄品の定期的な入れ替えを促進し、期限切れのない継続的な防災備蓄を行う事業。

活用団体の防災備蓄品の利用目的については非営利のものに限定し、ホームページに注意書きをすると



ともに、申込時の覚書や合意書にて非営利目的に限定する。

※2023年度実績

・「JEFO Donationマッチング」サイト <https://jefo-donation.org/> 運営

※財源等

・一般正味財産 受取委託費「備蓄品再活用事業委託」、事業収益「防災備蓄啓発品白い小箱普及収益」

※一般公開 ただし、防災備蓄品の引き受けには会員登録が必要。また利用目的は非営利のものに限る。

## (2) 災害緊急支援活動

国内外で実際に災害が起こった際に、防災備蓄をしている行政機関や団体等(前記(1)①②の提供団体、活用団体を含む)から防災備蓄品の提供を募り、被災地への緊急支援を行う。また、当法人からも防災備蓄啓発品「白い小箱」や防災備蓄品(防災備蓄食、防災ラジオ、防寒・防暑アルミブランケット、緊急用トイレ、衣類、毛布等)を提供し、被災地への緊急支援を行う。

※2023年度 実績

実績なし

## Ⅱ 法人管理

### 1. 理事会・社員総会

2023(令和5)年度の開催経過は下表のとおりである。

| 会議の開催日(又は決議成立の日)<br>及び場所             | 出席者等                 | 議題                                                                                    |
|--------------------------------------|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1回理事会<br>令和5年4月1日17時～<br>当法人事務所     | 理事5名<br>監事1名         | 〈決議事項〉<br>・「出張規程」の一部改訂について<br>・「謝金に関する規程」の制定について                                      |
| 第2回理事会<br>令和5年6月15日17時～<br>当法人事務所    | 理事5名<br>監事1名         | 〈決議事項〉<br>・令和4年度事業報告について<br>・令和4年度決算について<br>・令和5年度社員総会の招集について<br>〈報告事項〉<br>・職務執行状況の報告 |
| 第1回社員総会<br>令和5年6月30日10時～<br>当法人事務所   | 社員2名<br>理事1名<br>監事1名 | 〈決議事項〉<br>・令和4年度決算について<br>・定款変更について<br>〈報告事項〉<br>・令和4年度事業報告の内容報告について                  |
| 第3回理事会<br>令和5年6月30日10時30分～<br>当法人事務所 | 理事4名<br>監事1名         | 〈決議事項〉<br>・主たる事務所移転の件                                                                 |

|                                     |                      |                                                                                                                                                                       |
|-------------------------------------|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第4回理事会<br>令和5年7月23日 17時～<br>当法人事務所  | 理事4名<br>監事1名         | 〈承認事項〉<br>・金融機関からの借入れについて<br>・臨時社員総会の招集について                                                                                                                           |
| 第2回社員総会<br>令和5年7月31日 10時～<br>当法人事務所 | 社員2名<br>理事1名<br>監事1名 | 〈承認事項〉<br>・金融機関からの借入れについて                                                                                                                                             |
| 第5回理事会<br>令和5年11月13日 17時～<br>当法人事務所 | 理事4名<br>監事1名         | 〈承認事項〉<br>・金融機関からの借入れについて                                                                                                                                             |
| 第3回社員総会<br>令和5年11月23日 10時～          | 社員2名<br>理事1名<br>監事1名 | 〈承認事項〉<br>・金融機関からの借入れについて                                                                                                                                             |
| 第6回理事会<br>令和6年3月15日 17時～<br>当法人事務所  | 理事4名<br>監事1名         | 〈決議事項〉<br>・令和6年度事業計画書について<br>・令和6年度収支予算書について<br>・令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて<br>・諸規定（財務規程）の改訂について<br>・諸規定（印章管理規程）の制定について<br>・令和5年度社員総会の招集について<br>〈報告事項〉<br>・職務執行状況の報告について |
| 第4回社員総会<br>令和6年3月23日 17時～           | 社員2名<br>理事1名<br>監事1名 | 〈決議事項〉<br>・定款変更について<br>・令和6年度事業計画書について<br>・令和6年度収支予算書について<br>・令和6年度資金調達及び設備投資の見込みについて                                                                                 |

## 令和５年度 事業報告の附属明細書

令和５年度事業報告には、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第 34 条第 3 項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」は不要につき、附属明細書は作成しない。

2024 年（令和 6）6 月  
公益社団法人 日本非常食推進機構